少ない掛金で
万全の補償！

自動車共済のしおり

運転者の年齢制限はなく掛金は一律です。

重要な事項（契約概要・注意喚起情報）が記載されておりますので、必ずお読みください。

本会は、全国市長会が全国各市の要望に応えて、消費生活協同組合法に基づき、昭和33年に設立された組合です。創設以来、都市職員の生活の安定と向上に向けて共済事業を実施しております。

ホームページにて、簡単な掛金シミュレーションができます。「都市生協 掛金シミュレーション」を検索!

厚生労働大臣認可

生活協同組合 全国都市職員災害共済会

目 次

1 掛金と主な補償内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2 示談交渉サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3 契約できる自動車及び車種　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4 加入資格者（共済契約者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5 運転者の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
6 契約期間と掛金及び補償内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
7 共済金の支払い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
8 事故が発生したとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
9 共済金支払請求に必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
10 ロードサービスについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
11 出資金及び割戻金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
12 本会を脱退する場合の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　1　脱退する場合の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　2　承継組合員制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
13 車両保険の加入を希望する方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
14 自賠責保険の加入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
重要事項説明書（契約概要･注意喚起情報）・・・・・・・・・・・・・・・・16
よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
規約･規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

1 掛金と主な補償内容

掛金（年額）

普通・小型乗用車	28,000円
軽四輪乗用車	17,000円
自動二輪車（原動機付自転車を含む）	9,000円

対人・対物賠償

共済金の最高限度	無制限

自損事故傷害

死亡共済金及び後遺障害共済金の最高限度	1,500万円

普通・小型乗用車及び軽四輪乗用車の運転者が支払対象
（搭乗者傷害との併合給付なし）

搭乗者傷害

死亡共済金及び後遺障害共済金の最高限度	1,000万円

（自動二輪車（原動機付自転車を含む）は500万円）

2 示談交渉サービス

事故の大小、対人・対物にかかわらず、本会の査定専門員が示談交渉サービスを行います。

3 契約できる自動車及び車種

1 契約できる自動車

次の者が所有し、常時運行する自動車で、通勤、買物、レジャー等に使用している自家用の自動車（業務用の自動車を除く。）です。

なお、ローン利用中の自動車、1年以上契約のリース自動車も契約できます。

（1）共済契約者
（2）共済契約者の配偶者
（3）共済契約者と同居の親族（注）

（注）：共済契約者と同居の親族とは、共済契約者と同一建物に居住している親族をいいます。

ただし下記の者で、共済契約者と同一建物に居住していない場合であっても同居とみなします。

① 共済契約者又は共済契約者の配偶者の被扶養者で、所得税の控除対象となっている者
（例：大学へ通うため親元から離れた場合等）

② 共済契約者が勤務の都合により単身赴任している場合、単身赴任前の同居の親族

③ 共済契約者又は共済契約者の配偶者が所有する被共済自動車を継続して運行管理する親族。
ただし、共済契約者と同居していた者に限ります。

※契約できる自動車については、P19「よくある質問」もご覧ください。

2 契約できる車種（自動車分類番号）

車種区分は次のとおりです。

車　種　別	自　動　車　分　類　番　号
普通及び小型乗用車	30～39　300～399　40～49　400～499　50～59　500～599　60～69　600～699　70～79　700～799 ・普通及び小型乗用車で貨物用途の登録をしている次の分類番号の自動車も、契約できます。 10～19　100～198　（例）ピックアップの RV や SUV 等 40～49　400～479　60～69　600～698　（例）ライトバン等 ・普通及び小型乗用車で特殊用途の登録をしている次の分類番号の自動車も、契約できます。 80～89　800～879　（例）キャンピングカー等
軽四輪乗用車	40～49　480～499　50～59　580～599　680～699　700～799 ・軽四輪乗用車で貨物用途の登録をしている次の分類番号の自動車も、契約できます。 47　480～482　（例）ピックアップ・キャブオーバーの軽トラックやミニバン等 ・軽四輪乗用車で特殊用途の登録をしている次の分類番号の自動車も、契約できます。 87　880～882　（例）キャンピングカー等
自動二輪車	原動機付自転車を含みます。

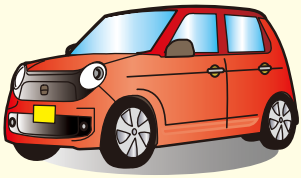

4 加入資格者（共済契約者）

都市職員は、どなたでも加入できます。

1 都市職員
2 都市職員に準ずる職員
3 特別地方公共団体等の職員
4 都市を退職された方

承継組合員	組合員が死亡した場合に、その配偶者が承継組合員として本会の共済事業を引き続き利用できます。

5 運転者の範囲

● 運転者の年齢制限はありません。

1 共済契約者
2 共済契約者の配偶者
3 共済契約者と同居の親族
4 共済契約者の承諾を得た者（注）

（注）：共済契約者が契約自動車の運行を一時的に認めた者です。
ただし、自動車取扱業者*が業務として受託した被共済自動車を使用又は管理している間を除きます。

*自動車取扱業者とは、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、及びこれらの者が法人であるときはその理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関を含む。）

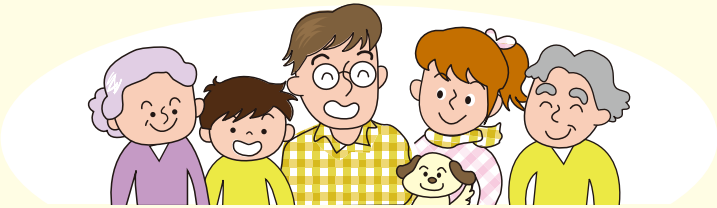

6 契約期間と掛金及び補償内容

契約期間は、契約の効力が発生した日から1年間です。
掛金と補償内容は、1台ごとに次のとおりです。
なお、掛金は一律で等級制度はありません。

契約できる車種		普通・小型乗用車	軽四輪乗用車	自動二輪車（原動機付自転車を含む）
掛金（年額）		28,000円	17,000円	9,000円
補償内容	対人賠償	無制限	無制限	無制限
	対物賠償	無制限	無制限	無制限
	自損事故傷害	1,500万円	1,500万円	なし※1
	搭乗者傷害	1,000万円	1,000万円	500万円
	無共済等自動車傷害	2億円	2億円	2億円
	他車運転特約	あり※2	あり※2	なし

※1 自動二輪車（原付を含む）の運転者は、搭乗者傷害により補償されます。
※2 対人・対物賠償、自損事故傷害及び搭乗者傷害について補償します。

〈短期契約掛金額〉

車種別	普通・小型乗用車	軽四輪乗用車	自動二輪車（原動機付自転車を含む）
1ヶ月当たりの掛金	2,340円	1,420円	750円

短期契約（契約期間が1年未満の契約）は、加入月の統一、あるいは共済契約者が、契約期間の終期を既契約と同一にして共済契約の追加をしようとするとき、継続契約を前提として認められます。

7 共済金の支払い

相手方への補償

対人賠償

契約自動車の事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、共済金を無制限で支払います。

普通・小型乗用車	軽四輪乗用車	自動二輪車（原付を含む）
無制限	無制限	無制限

対物賠償

契約自動車の事故により、他人の財物（自動車、家屋、電柱、ガードレール等）を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、共済金を無制限で支払います。

普通・小型乗用車	軽四輪乗用車	自動二輪車（原付を含む）
無制限	無制限	無制限

他車運転特約

共済契約者、共済契約者の配偶者及び共済契約者と同居の親族が、契約自動車と同一用途の他の自動車（**自動二輪車及び原動機付自転車を除く。**）を借りて自ら運転（駐車又は停車中を除く。）し、事故を起こした場合に、**対人・対物賠償**、**自損事故傷害**及び**搭乗者傷害**について共済金を支払います。

（注1） 他の自動車において適用される保険がある場合、共済金は支払われません。
（注2） 共済契約者、共済契約者の配偶者及び共済契約者と同居の親族が所有又は使用する自動車は、他車に該当しません。
（注3） 他車運転特約の運転者の範囲に共済契約者の承諾を得た者は含まれません。

普通・小型乗用車	軽四輪乗用車	自動二輪車（原付を含む）
あり	あり	なし

あなた自身や同乗者の補償（車両の損害は補償されません）

自損事故傷害

契約自動車（**自動二輪車及び原動機付自転車を除く。**）の100%過失の事故により、運転者本人が死傷し、自賠責保険の補償が受けられない場合に、次の共済金を支払います。

ただし、共済金の最高限度額は1,500万円、かつ搭乗者傷害共済金との併合給付はありません。

（1）死亡共済金　1,500万円
（2）後遺障害共済金　1,500万円
（3）医療共済金
・入通院1～4日の場合 5,000円
・入通院5日以上の場合5,000円＋部位･症状別の額

普通･小型乗用車	軽四輪乗用車	自動二輪車（原付を含む）
1,500万円	1,500万円	な し※

※ 自動二輪車（原付を含む）の運転者は、搭乗者傷害により補償されます。

搭乗者傷害

契約自動車の事故により、搭乗中の者が死傷した場合に、次の共済金を支払います。

ただし、共済金の最高限度は1名につき1,000万円、かつ一事故につき契約自動車の乗車定員を限度とします。

（自動二輪車及び原動機付自転車は1名につき500万円が限度です。）

（1）死亡共済金　1,000万円
（2）後遺障害共済金　1,000万円
（3）医療共済金
・入通院1～4日の場合 5,000円
・入通院5日以上の場合5,000円＋部位･症状別の額

普通･小型乗用車	軽四輪乗用車	自動二輪車（原付を含む）
1,000万円	1,000万円	500万円

無共済等自動車傷害

無保険自動車との事故で契約自動車に搭乗中の者が、相手方の自動車の過失により、**死亡又は後遺障害を負い、その損害に対して相手方から十分な補償を受けられない場合**に、相手方が法律上負担すべき損害賠償責任額を1名につき2億円を限度として共済金を支払います。

普通･小型乗用車	軽四輪乗用車	自動二輪車（原付を含む）
2億円	2億円	2億円

●100万円を超える死亡共済金を支払う場合には、税務署に対する支払調書を提出するため、マイナンバー（個人番号等）の提供をお願いすることとなります。

8 事故が発生したとき

❶ ケガ人の救護　119番

負傷者がいれば、応急処置、救急車を手配してください。

❷ 危険防止

車を安全な場所へ移動し、後続車に注意を払い、事故の続発防止処理を行ってください。

❸ 警察への連絡　110番

事故発生の日時、場所、事故の程度（人身か物損か）、あなたがとった措置を届け出てください。

❹ 事故の記録

相手方の氏名、住所、電話番号、相手方の車種、登録番号、事故状況等をメモしてください。

❺ 事故の連絡

事故が発生したときは、事故の大小、対人･対物にかかわらず、事故発生の状況をご連絡ください。
本会事故処理サービスセンターの査定専門員が責任をもって相手方と示談交渉を行います。

平日9:00から17:00までの事故受付
各地区の「事故処理サービスセンター」（右ページ参照）へ

平日17:00から翌日9:00までと土曜日･日曜日及び祝日は、次の下記フリーダイヤルへご連絡ください。

事故受付専用　0120-110-665

○事故状況に応じて相手方や病院等へ連絡をとり、迅速な対応をいたします。

その場では絶対に示談しないでください。
自動車事故は、加害者に一方的な責任があるとは限りません。相手方にも責任がある場合もありますので、事故現場では、示談しないでください。

❻ 被害者に誠意を

負傷者へのお見舞い等、全てに誠意ある対応を行ってください。

示談交渉サービス

万一事故が発生したときは、各担当地区「事故処理サービスセンター」(下表参照)にご連絡ください。

事故の大小、対人・対物事故にかかわらず、事故処理サービスセンターの査定専門員が示談交渉サービスを行います。

24時間・365日事故専用受付

受付時間：**お時間によって受付電話番号が変わります。**

◎平日の事故受付

●**平日 9：00 から 17：00 まで**は各地区の「事故処理サービスセンター」(下表参照)へご連絡ください。

「事故処理サービスセンター」

担当地区	設置場所	TEL	FAX
北海道(札幌市地区を除く)地区	札　幌	011(261)6364	011(261)5111
札幌市地区	札幌中央	011(200)0361	011(281)6050
東北地区	仙　台	022(723)2728	022(213)2881
北信越地区	長　野	026(225)6933	026(225)6934
関東地区	東　京	03(3589)3341	03(3589)3632
東海地区	名古屋	052(231)1025	052(231)1026
近畿・四国地区	大　阪	06(4800)6565	06(4800)6566
中国地区	広　島	082(943)5627	082(943)5628
九州地区	福　岡	092(722)3113	092(722)3115

◎休日・平日夜間の事故受付

●**平日 17:00 から翌日 9：00 まで**と**土曜日・日曜日 及び祝日**は、次のフリーダイヤルへご連絡ください。

事故受付専用 0120-110-665

○内容に応じて被害者や病院等へ連絡をとり、迅速な対応をいたします。
○携帯電話からもご利用いただけます。

9 共済金支払請求に必要な書類

共済金の支払請求には、次の書類が必要となります。
なお、詳しくは本会査定専門員の指示により提出してください。

共済金支払請求に必要な書類		共済事故			
		対物賠償	対人賠償	自損事故	搭乗者傷害
1	自動車共済金請求書※	○	○	○	○
2	自動車共済事故報告書※	○	○	○	○
3	交通事故証明書 （自動車安全運転センター発行のもの）	○	○	○	○
4	印鑑証明書		○		
5	本会が必要とした場合	住民票又は戸籍抄本			
		マイナンバー通知カード等（写） （死亡共済金の支払いが100万円を超える場合）			

※印の書類は、本会所定の書類です。

10 ロードサービスについて

～自動車共済契約に自動付帯～

契約車両(**普通及び小型乗用車、軽四輪乗用車、自動二輪車**)が自力走行不能の場合にレッカーけん引や30分以内の応急対応を行います。事故･故障または、トラブルでお困りの場合にご利用ください。

24時間365日受付･対応
ロードサービス受付専用ダイヤル

0120-104-636（とし ロードサービス向かいます）

ロードサービスをご利用される場合は、事前に上記フリーダイヤルまでご連絡ください。
共済契約の確認後、当会が提携するロードサービス会社が現場へ向かいます。
＊「ロードサービス受付専用ダイヤル」への事前連絡がないまま別途、業者を手配された場合は、本サービスの対象外となります。

故障や事故でお困りのときは

ロードサービス受付専用ダイヤルにご連絡ください。 ▶ **レッカーけん引や30分以内の応急対応を行います。**

1 レッカーけん引サービス（100㎞まで無料）

故障･事故、トラブルによりご契約のお車が自力走行不能となった場合、現場に急行し、修理工場などにレッカー搬送を行います。＊有料道路通行料金などは利用者のご負担となります。
自力走行不能とは、事故･故障によるトラブルにより動かない若しくは道路交通法上、運転してはいけない状態をいいます。但し、ご契約車が降雪が原因で動けない場合、以下の条件をいずれも満たす場合、対象となります。

（1）雪タイヤまたはチェーンを装着している。
（2）ご自身で一定の除雪作業を行ったにもかかわらず、トラブルが解消しない。

2 各種トラブル対応サービス 現場にて実施可能な30分以内の応急対応サービス

＊すでに緊急対応がなされており、二次的なご利用の場合は、サービスを提供できない場合があります。

バッテリー上がり時のジャンピング

タイヤパンク時のスペアタイヤ交換

キー閉じ込み時の開錠

ガス欠による給油
ガソリン軽油を10ℓお届けします。（燃料代は有料）

落輪した場合の引き上げ
＊クレーン等を伴う作業および特殊作業は、作業料が利用者のご負担となります。

ロードサービスご利用上のご注意

1 対象の自動車等

自動車共済契約承諾通知書の記載内容（車種、登録番号、契約者、所有者、共済契約期間等）と相違ないものとします。

2 サービスをご提供できない主な故障・事故・トラブル

次のいずれかによって生じた故障・事故などの場合は、ロードサービスのご提供はできません。

- 地震・噴火やこれらによる津波
- 道路以外（砂浜など）の走行不適な場所
- パワーウィンドウ、エアコンなどの故障
- ロードサービス受付専用ダイヤルへ事前にご連絡がなく、契約者ご自身で調達または負担された場合の費用
- 契約者の故意または重大な過失による事故・故障またはトラブル
- 違法改造車、無免許運転、薬物使用、酒気を帯びた状態での運転など法令に違反している場合
- 戦争、暴動、核燃料物資などに起因する場合
- 競技もしくは曲技（練習を含む。）のために使用している場合、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用している場合
- メーカーが発行するマニュアルなどに示す取り扱いと異なる方法で使用した場合
- 車検切れ、廃車目的の車の場合
- 自宅駐車場または同等の保管場所での燃料切れの場合
- 雪道のスタックでスタッドレスタイヤやチェーンを装着していない場合
- チェーン着脱・除雪作業費用
- 疾病、眼鏡などの破損・紛失などにより自動車の運転に支障が出た場合
- 部品代（鍵再制作費用を含む。）、消耗品代、事故・故障またはトラブル以外での点検費用
- 修理工場から他の場所（別の修理工場等）へのレッカーけん引費用（二次搬送については、利用者の負担とします。）
- 本格的なパンク修理または交換費用
- 契約者の都合により、車両を保管した費用またはロードサービス業者が現場で待機した費用
- 鍵損失・盗難時のレッカーけん引費用および鍵開け費用
- 航空機・船舶による輸送期間中の損害の場合
- 都市生協ロードサービスを提供後、被共済自動車に必要な処置がなされずに同一の故障またはトラブルに対して、再度出動要請があった場合は、利用者のご負担とします。 …など

その他の注意事項

- 気象状態や交通事情等によってはロードサービス業者の現場到着に時間がかかることがあります。
- 一部離島やロードサービス業者の立入りが困難な場所は、対応できない場合があります。
- ご連絡をいただく際は加入番号をお伺いしますので、自動車共済契約承諾通知書をお手元にご用意ください。
- ロードサービスの内容を超過または対象外の作業が発生した場合は、超過分等の費用については、お客様のご負担となります。
- 生活協同組合全国都市職員災害共済会は、ロードサービスの運営を株式会社プレステージ・コアソリューションへ委託しています。

11 出資金及び割戻金

1 出資金

自動車共済のみ加入のときは、出資金として1口50円を拠出願います。
なお、火災共済に加入している場合は、出資金の拠出は必要ありません。
また、脱退の場合には、出資金の全額を払い戻します。

2 割戻金

毎年度決算において自動車共済事業の剰余金が生じた場合には、総代会の議決を経て法定準備金等を控除した残余金を利用分量（契約台数）に応じて割戻し、これを出資金に振り替えております。

12 本会を脱退する場合の手続き

1 脱退する場合の手続き

組合員に次のような事由が生じた場合は、「脱退届・出資金払戻請求書」により脱退手続きを行ってください。
（積み立てられた出資金は、全額払い戻しされます。）

（1）組合員が退職した場合（法定脱退）
（2）組合員が死亡した場合（法定脱退）
（3）組合員が本会共済事業を利用しなくなる場合（注：自由脱退）

（注）：自由脱退については、定款第10条の規定により事業年度末日の90日前までに予告しなければなりません。また、出資金の払戻時期は、当該事業年度の終わりに脱退することになりますので、当該事業年度末の3月31日になります。

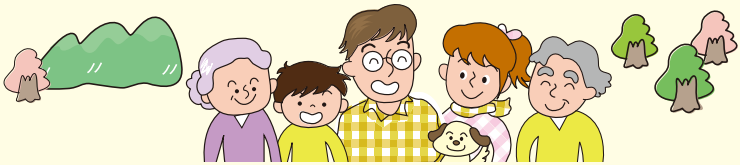

2 承継組合員制度

組合員が死亡した場合、その配偶者が承継組合員として共済契約を引き続き利用できます。

(1)承継組合員の資格

承継組合員となることができる者は、死亡により脱退に至った組合員と同一世帯で生計を一にする配偶者となります。(一代限りであり、当該配偶者が再婚されても、相手の方に承継資格は生じません。)

(2)承継できる共済契約

組合員が死亡時に契約していた自動車共済契約(同一世帯の親族が所有する自動車を含みます。)

ただし、現に契約中の自動車に替えて、新たな自動車を共済契約の対象にすることができます。

(3)承継組合員の共済利用期間

承継組合員が共済事業を利用することができる共済契約の期間は、自由脱退又は、死亡脱退するまでの間となります。

(4)承継組合員の申請期間

承継組合員となることができる申請期間は、組合員が死亡した翌日から組合員が締結していた共済契約期間の末日の3か月後までとなります。

(5)出資金

死亡した組合員の出資金は、脱退手続きにより、後日、全額払戻した後、新たに承継組合員としての申込となりますので、共済掛金と併せて初回出資金1口 50 円を拠出していただくこととなります。

13 車両保険の加入を希望する方へ

本会では、ご自身の車両の損害を補償する車両共済は実施しておりませんが、「事故処理サービスセンター」が取り扱う民間損保の「車両保険」に加入することができます。

・本会の自動車共済は賠償共済となっており、ご自身の自動車の損害は含まれておりません。
・車両保険は、対人・対物賠償等を補償する自動車共済とは別に加入するもので、ご自身の自動車の損害等を補償したい場合は、別に車両保険へ加入する必要があります。

本　会 自動車共済 / 対人・対物	＋	民間損保 車両保険
相手への賠償		ご自身の補償

組合員 ▶ 加入歴 無事故歴 ▶ 無事故割引 ▶ 車両保険（5％割引）

本会自動車共済契約に係る加入歴、無事故歴に基づく保険料の割引を受けて、契約することができます。

また、民間損保から本会の自動車共済に加入した場合も、民間損保の等級を引き継いで契約することができます。

車両保険に加入の際は、集団扱契約で、約5％の車両保険料の割引が適用されます。（年一括払）

●ご希望の方は、下記総合窓口へご相談ください。

取扱代理店
株式会社エイチ・デイ・ケイ / 株式会社中央保険事務所
総合窓口 0120-918-057
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

引受保険会社
AIG損害保険株式会社

14 自賠責保険の加入について

自動車事故による人身事故の被害者の方を救済するため、自賠責保険（強制保険）への加入が義務づけられています。

本会の「事故処理サービスセンター」においても、自賠責保険を取り扱っておりますので、新車購入時や車検の際にご加入を希望される方は、同センターへご相談ください。

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

「契約概要」及び「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載していますので、必ずご契約前にお読みいただいたうえでお申し込みください。
自動車共済契約には、「自動車共済事業規約」、「自動車共済事業取扱規則」が適用されます。
なお、ご契約に関する詳細については、本しおりの各項をご参照ください。

1　契約概要

(1) 共済商品の仕組みについて

共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の対象である自動車につき、一定期間に生じた自動車事故を共済事故とし、当該事故の発生により生じた法律上の損害賠償責任を負担したことによる損害のてん補及び当該事故により生じた傷害に対して共済金を支払います。

(2) 補償の内容について

相手方への賠償		
補償内容	支払対象	補償額
対人賠償	他人の生命又は身体を害したことにより生じた損害賠償について支払います。	無制限
対物賠償	他人の財物に損害を与えたことにより生じた損害賠償について支払います。	無制限
他車運転特約	契約自動車（普通・小型乗用車及び軽四輪乗用車）と同一用途の他の自動車（普通・小型乗用車及び軽四輪乗用車）を借り、その自動車の運転中に生じた損害賠償について支払います。	対人・対物賠償と同じ

あなた自身や同乗者の補償		
補償内容	支払対象	補償額
自損事故傷害	運転者自身が起こした事故により、運転者本人が死傷し、これにより生じた運転者本人の損害について支払います。	普通・小型乗用車 軽四輪乗用車　1,500万円
搭乗者傷害	運転者を含む搭乗者が、身体に傷害を被った場合に支払います。	普通・小型乗用車 軽四輪乗用車　1,000万円 自動二輪車（原付を含む）　500万円
無共済等自動車傷害	搭乗中の者が、相手方の過失により、死亡又は後遺障害が生じたときで相手方から十分な補償が受けられない場合に支払います。	2億円

(3) 共済期間について

共済契約の効力が生じた日から1年間とする。ただし、特別の事由がある場合は1年未満の短期の共済期間とすることができます。

(4) 引受条件について

共済契約者又は共済契約者と同居の親族が所有し、かつ、共済契約者又は共済契約者と同居の親族が常時運行の用に供している自動車。(ローン利用中の自動車、及び1年以上のリース自動車も含む。)ただし、業務用の自動車は契約できません。

(5) 共済掛金について

共済掛金は、車種(普通及び小型乗用車・軽四輪乗用車・自動二輪車)により異なります。

(6) 共済掛金払込方法及び共済掛金払込期間について

① 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。

② 共済掛金の払込方法は、年払いによるものとする。

③ 共済契約者は、加入時及び継続時の共済掛金を、共済契約の発効日又は更新日の前日までに払い込まなければならない。

(7) 割戻金について

毎年度決算において自動車共済事業の剰余金が生じた場合には、総代会の議決を経て法定準備金等を控除した残余金を利用分量(契約台数)に応じて割戻し、これを出資金に振り替えております。

2 注意喚起情報

(1) 告知義務等について

契約内容に以下の変更が生じた場合には、本会又は担当課(係)へ連絡してください。

① 共済契約の後に自動車共済契約承諾通知書に記載された通知事項(主な通知事項：契約者住所、電話番号、契約自動車の用途、車種変更、所有者氏名、又は登録番号を変更するとき等)に変更が生じた場合。

② 他の共済(保険)契約がある場合

他の共済契約等がある場合であっても、本会は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払います。ただし、他の共済(保険)契約等から共済金又は保険金が支払われた場合には、本会共済契約で支払う共済金の額が異なる場合があります。

(2) 契約の成立と効力の発生について

共済契約は、申込の日に成立し、その日の属する月の翌月1日から効力が生じます。ただし、共済契約の成立から効力が生じる日までに共済事故が生じた場合は、成立したときに効力が生じたものとみなし共済契約上の責任を負います。

(3) 事故多発契約に対する共済契約の継続拒否について

共済契約申込みが継続の場合であって、前年度の共済期間内に3回以上の事故を起こした共済

契約について、継続を拒否することがあります。

(4) 支払い事由に該当しない場合(免責事由)について

賠償責任共済、自損事故傷害共済、無共済等自動車傷害共済、搭乗者傷害共済及び他車運転特約において、それぞれ規定されています。

(5) 共済掛金の払込猶予期間及び共済契約の失効について

共済契約の継続の場合は、満了する共済契約の満了日の翌月末日まで払込みの猶予期間とします。

なお、猶予期間内に共済掛金の払込がされない場合は、共済契約の更新日の午前零時をもって共済契約が消滅します。

(6) 解約と共済掛金の払戻しについて

共済契約者は、いつでも、共済契約を解約することができます。また、自動車が廃車及び譲渡等により共済契約期間の中途で解約される場合は、未経過共済契約期間の月数に所定の割合を乗じて得た金額を払い戻します。

(7) 共済金の支払い時期について

共済金の支払いは、原則、共済金請求に必要なすべての書類が本会に到達した日から30日以内とします。ただし、詳しい事故の原因・発生状況、事故と損害・傷害との関係、保険契約の有効性等の確認のために、警察、検察などの公的機関または医療機関による特別な照会または調査が必要なケースでは、30日を超過する場合があります。

(8) 時効について

共済金請求の時効については、共済金の請求権が発生した時の翌日から起算して3年間です。

個人情報の取扱いについて

(個人情報の取得)

全国都市職員災害共済会(以下、「都市生協」という。)が取得した個人情報は、共済契約の締結、維持管理及び共済金等の支払いに必要な範囲とします。

(利用目的)

取得した個人情報は、これらの取得目的のほか、本人への共通関連情報の提供及び都市生協の共済事業の充実の目的に限って利用します。

契約者の住所変更について

契約者住所に変更の事由が生じた場合、変更の手続きが必要となりますので、速やかに住所変更の届出をしてください。

よくある質問

〔皆様からよくいただく、質問をとりまとめております。
このほかの質問につきましては、ホームページの「よくある質問」をご覧ください。〕

1 共済契約の対象等について

（問1）共済契約者と同居していた子が別居し、契約自動車を（別居先）において管理、運行する場合は、補償の対象となるか。

（答）当該契約自動車の所有者が、共済契約者又は共済契約者の配偶者の場合に限って、対象となります。
なお、当該契約自動車の所有者の名義変更及び入れ替えをした場合は、補償の対象とならないので解約してください。

（問2）トラックは、共済契約の対象とすることができるか。

（答）主として通勤、買物、レジャー等に使用している場合は、契約することができます。
なお、普通･小型自動車の場合は、積載量1トン未満の車両に限ります。

（問3）契約者世帯が兼業農家で、通勤に使用しない場合の自動車は契約できるか。

（答）通勤に使用しなくても、主に買物、レジャー等に使用している車であれば契約できます。

（問4）原動機付自転車は、民間損保では普通･小型乗用車の契約に附帯して「ファミリーバイク特約」として補償対象となっているが、都市生協の場合も同様か。

（答）本会は、車両単位に契約するため、原動機付自転車であっても、別途自動二輪車の契約を締結することとなります。

2 共済契約について

（問5）1人の組合員が2台以上の自動車を契約することはできるか。

（答）契約できる自動車及び車種であれば、何台でも契約できます。

（問6）契約期間の中途で自動車を買い替えた場合の手続きは、どうすればよいか。

（答）1　同一車種（共済掛金に変更を伴わない変更）の自動車に入れ替えた場合
自動車共済契約変更届により登録番号等の変更をしてください。

2　異なる車種（共済掛金に変更を伴う変更）の自動車に入れ替えた場合
自動車共済変更届による登録番号の変更はできませんので、「自動車共済解約届」により現契約を解約（解約区分は車種の変更）するとともに、新しい車種の新規共済契約の申込みをしてください。

3 自動車共済金について

（問7）本会の承諾を得ず、被共済者（加害者）が被害者との間で示談した場合、その示談額が共済金として支払われるのか。

（答）1　本会の承諾を得ずに示談した示談額については、支払えない場合があります。

2　本会が適正と認めた示談額が支払共済金となりますので、当事者間での示談は、絶対行わないでください。

（問8）被害者から損害賠償に関する訴訟を提起された場合、裁判の対応は応じてもらえるのか。

（答）査定専門員が対応することとし、必要に応じて本会の費用により弁護士へその対応を依頼しています。

（問9）共済契約車両を他人が運転して事故を起こした場合、共済金は支払われるのか。

（答）共済契約者の承諾を得て運転した場合は、共済金は支払われます。

（問10）友人の車を運転して事故を起こした場合、共済金は支払われるのか。

（答）他車運転特約の支払要件を満たした場合は、共済金は支払われます。
支払要件については、「他車運転特約」（6頁）を参照してください。

4 割戻金及び出資金の取扱いについて

（問11）割戻金とは、どのようなものか。

（答）毎年度決算において自動車共済事業の剰余金が生じた場合には、総代会の議決を経て法定準備金等を控除した残余金を利用分量（契約台数）に応じて割戻し、これを出資金に振り替えております。
なお、次に掲げる各事由が生じた場合は、「脱退届･出資金払戻請求書」により脱退手続きをとり、出資金払戻請求を行ってください。

① 契約者が退職･死亡した場合（法定脱退）

② 契約者が本会共済事業を利用しなくなる場合（注：自由脱退）

注：自由脱退については、本会定款第10条の規定により、事業年度末日の90日前までに予告し、当該事業年度の終わりに脱退することになります。

5 承継組合員の共済契約について

（問12）承継組合員が新たに車両を追加することは可能か。

（答）承継組合員は、組合員が死亡時に契約していた自動車共済契約（同一世帯の親族が所有する自動車を含みます。）が対象となりますが、やむを得ない理由があるときは、新たな自動車の変更や追加も可能です。

点線より切り取り、真中で折ってご利用ください。
↓

事故受付（事故処理サービスセンター）

◎平日の事故受付
平日9:00から17:00まではこちら

北海道地区（札幌市地区を除く）	011(261)6364	関東地区	03(3589)3341
		東海地区	052(231)1025
札幌市地区	011(200)0361	近畿・四国地区	06(4800)6565
東北地区	022(723)2728	中国地区	082(943)5627
北信越地区	026(225)6933	九州地区	092(722)3113

◎休日・平日夜間の事故受付
平日17:00から翌日9:00までと**土曜日・日曜日及び祝日の24時間**は、
下記フリーダイヤルへご連絡ください。

事故受付専用	0120-110-665

ロードサービス受付

ロードサービスのご利用は、事前に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

◎24時間365日受付・対応

ロードサービス受付専用ダイヤル	0120-104-636

事故が発生したら

❶ ケガ人の救護　❷ 危険防止
❸ 警察への連絡　❹ 事故の記録
❺ 事故の連絡　❻ 被害者に誠意を

厚生労働大臣認可
生活協同組合 全国都市職員災害共済会

本会の自動車事故の件数は、増加傾向にあり、対人、対物ともその賠償額が大幅に上昇しております。

万一の事故に備え、少ない掛金で万全の補償が得られる、都市生協の自動車共済にご加入ください。

厚生労働大臣認可

生活協同組合 全国都市職員災害共済会

〒102-8610 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館内

[受付時間]平日9:00 ～ 17:00(土･日･祝日を除く。)

事業部
自動車共済

TEL.03-3262-5289
FAX.03-3262-2795

ホームページ http://www.toshiseikyo.or.jp/

携帯からは

2022.1改訂